



障害基礎年金

国民年金に加入している間、または20歳前（年金制度に加入していない期間）もしくは60歳以上65歳未満（年金制度に加入していない期間で日本に住んでいる間）に初診日のある病気やケガで障害の状態になり、障害認定日（傷病の状態が治った（固定）した日または初診日から1年6か月経過した日）に1級または2級の障害の状態にある場合に、障害基礎年金を受給できます。

相談窓口	市町（年金担当課）
------	-----------

年金額	1級（重度の障害）1,039,625 円 2級（中度の障害）831,700 円
-----	--

障害厚生年金

厚生年金に加入している間に初診日のある病気やケガで、障害基礎年金の1級または2級に該当する障害の状態になったときは、障害基礎年金に上乗せして障害厚生年金が支給されます。

また、障害の状態が2級に該当しない軽い程度の障害のときは、3級の障害厚生年金が支給されます。

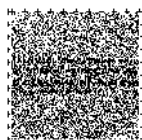
なお、初診日から5年以内に病気やケガが治り、障害厚生年金を受けるよりも軽い障害が残ったときには障害手当金（一時金）が支給されます。

相談窓口	年金事務所（159ページ参照）
------	-----------------

年金額	個人によって異なる
-----	-----------

※障害基礎年金、障害厚生年金いずれも、受給するためには一定の保険料納付要件を満たしていることが必要です。

※障害基礎年金、障害厚生年金いずれも、障害の1級・2級・3級は、身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳の等級とは異なります。



特別障害給付金制度

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方に、特別障害者給付金が支給されます。

支給対象者
◇平成3年3月以前に国民年金任意加入対象者だった学生 ◇昭和61年3月以前に国民年金任意加入対象者だった被用者（厚生年金、共済組合等の加入者）の配偶者で、当時任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金1級、2級相当の障害に該当する方（65歳に達する日の前日までに当該障害状態に該当した方に限る。）

相談窓口	◇市町（請求窓口） ◇年金事務所（159ページ参照）
------	-------------------------------

支給額	特別障害給付金の等級 1級該当者 56,850円 2級該当者 45,480円 ※いずれも基本月額
-----	--

特別障害者手当

著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の方に、特別障害者手当が支給されます。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

手当額	月額 29,590円 ※年4回（2,5,8,11月）支給
-----	------------------------------

支給制限	◇本人が施設に入所している場合 ◇病院（診療所）に続けて3か月以上入院している場合 ◇一定以上の所得がある場合
------	---



障害児福祉手当

重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の方に、障害児福祉手当が支給されます。

相談窓口 市町（障害福祉担当課）

手当額 月額 16,100 円 ※年 4 回（2,5,8,11 月）支給

支給制限
 ◇本人が施設に入所している場合
 ◇本人が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合
 ◇一定以上の所得がある場合

児童扶養手当

ひとり親家庭の父または母等に、児童扶養手当が支給されます。また、ひとり親家庭でなくても、児童の父または母が重度障害者である場合にも支給されます。

※ひとり親家庭…父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、または20歳未満で中度以上障害のあるもの）を養育している家庭

※特別児童扶養手当の要件にも該当する場合、併給が可能です。

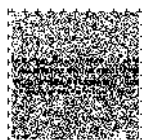
相談窓口 市町（ひとり親家庭担当課）

令和7年4月分支給から

手当額	児童 1 人のとき 児童 2 人以降のとき	月額 11,010 円～46,690 円 1 人増すごとに 5,520 円～11,030 円加算
-----	--------------------------	--

支給制限

◇児童が児童福祉施設に入所している場合（母子生活支援施設を除く）
 ◇児童が里親に委託された場合
 ◇請求者および児童が公的年金若しくは遺族補償等を受給している場合
 ◇児童が父または母に支給される公的年金額の加算対象となっている場合
 ◇請求者および同居親族に一定以上の所得がある場合



特別児童扶養手当

身体または精神に中程度以上の障害がある 20 歳未満の児童を監護・養育する保護者等に、特別児童扶養手当が支給されます。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
手当額	1 級（重度）月額 56,800 円 2 級（中度）月額 37,830 円 ※年 3 回（4,8,11（12）月）支給
支給制限	◇児童が施設に入所している場合 ◇児童が障害を支給事由とする公的年金を受給している場合 ◇一定以上の所得がある場合

心身障害者扶養共済制度（しょうがい共済）

障害のある方を扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることで、保護者に万一のこと（死亡・重度障害）があったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度です。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
掛金	加入する年度の 4 月 1 日時点における加入者の年齢に応じて決まります。 ※支払った掛金は所得控除の対象になります。
年金	毎月 2 万円が生涯にわたって支給されます。 (2 口加入の場合は毎月 4 万円)



補装具費の支給

身体障害者手帳をお持ちの方や、対象の難病等で一定の障害の状態にある方に対し、日常生活や社会生活をより容易にするための「補装具」の購入や修理にかかる費用を支給しています。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

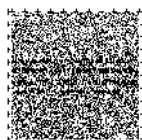
自己負担額	購入費等の1割（原則） ※所得に応じて上限額が設定されます。
-------	-----------------------------------

注意事項

- ◇補装具の購入などを検討されるときは、必ず**事前**に市町にご相談ください。
- ◇品目によっては、医師の意見書または身体障害者更生相談所での来所判定が必要な場合があります。
- ◇介護保険の要介護、要支援認定を受けている方で、介護保険の対象となる品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先します。
- ◇補装具費支給後、原則2～5年間は同一の補装具に対して再支給はできないため、支給を受ける前に自分の体に合うよう十分確認してください。
- ◇購入が原則ですが、適当と認められる場合に限り、借受けも補装具費の対象となります。

◆補装具の対象障害および品目

障害の種類	品目
視覚障害	眼鏡、義眼、視覚障害者安全つえ
聴覚障害	補聴器
肢体不自由	義肢、装具、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、車載用姿勢保持装置、歩行器、歩行補助つえ（T字状、棒状のものを除く） ※起立保持具、排便補助具（18歳未満のみ）
肢体不自由 かつ 音声・言語機能障害	重度障害者用意思伝達装置



日常生活支援用具の給付・貸与（地域生活支援事業）

障害のある方や難病患者に対し、自立生活を送るための支援用具などの給付や貸与を行っています。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

自己負担額	市町によって異なります
-------	-------------

注意事項
◇用具の導入を検討されるときは、必ず事前に市町にご相談ください。 ◇介護保険の要介護、要支援認定を受けている方で、介護保険の対象となる品目の場合は、原則として介護保険による貸与が優先します。 ◇日常生活用具の取り扱いは市町ごとに異なりますので、必ずお住まいの市町にお問い合わせください。

◆日常生活用具の品目

介護・訓練支援用具	特殊寝台や特殊マットなど、障害のある方や難病患者の身体介護を支援する用具や、障害のある児童が訓練に用いる椅子など
自立生活支援用具	入浴補助用具や聴覚障害者屋内信号装置など、障害のある方や難病患者の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具
在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器や盲人用体温計など、障害のある方や難病患者の在宅療養などを支援する用具
情報・意思疎通支援用具	点字器や人工喉頭など、障害のある方や難病患者の情報収集、情報伝達や意思疎通などを支援する用具
排泄管理支援用具	ストーマ用装具など、障害のある方や難病患者の排泄管理を支援する衛生用品
居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	障害のある方や難病患者の居宅生活動作などを円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの



日常生活支援用具の給付・貸与（小児慢性特定疾病児）

小児慢性特定疾病医療費助成事業の医療受給者証をお持ちの児童の保護者に、各種用具の給付を行います。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

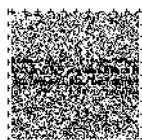
自己負担額	扶養義務者の収入に応じた額
-------	---------------

注意事項

- ◇用具の購入等にあたり、事前に給付決定を受ける必要があります。用具の導入を検討されるときは、必ず事前に市町にご相談ください。
- ◇小児慢性特定疾病の医療費受給者証をお持ちの方のみ対象です。

◆日常生活用具の品目

- | | |
|---------|---------------|
| ・便器 | ・電気式たん吸引器 |
| ・特殊マット | ・クールベスト |
| ・特殊便器 | ・紫外線カットクリーム |
| ・特殊寝台 | ・ネブライザー（吸入器） |
| ・歩行支援用具 | ・パルスオキシメーター |
| ・入浴補助用具 | ・ストーマ装具（消化器系） |
| ・特殊便器 | ・ストーマ装具（尿路系） |
| ・体位変換器 | ・人口鼻 |
| ・車椅子 | ・チューブ型包帯 |
| ・頭部保護帽 | |



在宅人工呼吸器使用者非常用電源整備費給付事業 (命の72時間事業)

在宅で生命維持のために人工呼吸器を使用している障害のある方などを対象に、災害時などの備えとして非常用電源を整備する場合に、用具の購入費の一部を給付します。

相談窓口	各保健福祉事務所
対象用具	人工呼吸器等用自家発電機、蓄電池、外部バッテリーなど
給付上限額	20万円 (購入費が上限額以下であれば、全額給付します。 その場合自己負担はありません)
申請に必要なもの	◇県内に居住していることが確認できる書類(住民票など) ◇用具取扱業者が作成した見積書 ◇用具の概要を明らかにする書類(仕様書など) ◇在宅で、生命維持のため人工呼吸器を使用していること(または気管切開し医療機器を使用していること)が確認できる書類
注意事項	
◇用具の購入後に申請されても給付の対象となりませんので、 <u>購入を検討される時は、必ず事前にご相談ください。</u>	

◆「命の72時間」とは？

一般的に、災害発生後、3日間(72時間)を過ぎると生存率が著しく低下すると言われており、被災地での人命救助にあたっては72時間以内の救助が目指されています。

このことを踏まえ、この事業においては、救助が来るまでの間、生命維持に必要な電源の確保を支援します。



佐賀県営住宅優先入居

入居者または同居者に障害のある方がいらっしゃる場合、県営住宅の入居予備者募集の抽選の際、抽選番号を3つ（一般の方は1つ）割り当てます。

※県営住宅の入居予備者募集とは、空き家が生じた際に入居する方をあらかじめ予備者として募集する制度です。

※各市町営住宅でも優先入居を行っている場合があります。

詳細は各市町にお問い合わせください。

相談窓口	管轄地区	電話番号
(株)マベック 佐賀管理室	佐賀市、多久市、小城市、神埼市	0952-20-2500
川原建設(株) 唐津管理室	唐津市	0955-70-1557
(株)マベック 鳥栖管理室	鳥栖市、三養基郡	0942-81-3020
川原建設(株) 伊万里管理室	伊万里市、西松浦郡	0955-20-4511
川原建設(株) 武雄管理室	武雄市、鹿島市、杵島郡	0954-26-0522

対象者	身体障害者手帳（４級以上）をお持ちの方がいる世帯、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳１級、２級の交付を受け得る程度の方がいる世帯
-----	---

募集時期	年２回（例年２月・９月） ※詳細な日程などは、各市町広報紙、新聞広告などでお知らせします
------	---

障害のある方などの地域生活支援のため、社会福祉事業運営法人は県営住宅をグループホームなどの社会福祉事業に活用できます。

相談窓口

- ・県建築住宅課住宅管理担当（☎0952-25-7368）
- ・県障害福祉課施設担当（☎0952-25-7401）



住宅セーフティネット法に基づく居住支援法人

住宅確保が難しい障害のある方などに対して、家賃債務保証の提供、賃貸住宅への入居に関する住宅情報の提供、相談、見守りなどの生活支援を行っています。

相談窓口（居住支援法人）	電話番号
（特非）空家・空地活用サポート SAGA	0952-20-0960
（一社）すまいサポートさが	0952-65-4885
（特非）市民生活支援センターふくしの家	0952-36-6865 080-6465-8475
（一社）地域資源活用推進協会	050-3557-1545
NPO 法人 ひのき	0952-37-1310
ジェイリース（株）	0952-43-0061
（特非）KARATSU	080-5276-4561

自動車の運転のために

▶障害者自動車操作訓練

身体または知的障害者が就労など社会参加を進めるために、自動車運転免許を取得する場合に、取得に要した費用の一部を助成します。

※対象者や助成方法等は各市町によって異なります。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

▶自動車改造費の助成

身体障害者本人が運転する自動車について、改造に必要な費用の一部を助成します。

※対象者や助成方法等は各市町によって異なります。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------



▶自動車税種別割などの減免

歩行が困難な身体障害者、戦傷病者、知的障害者および精神障害者（以下「身体障害者等」といいます。）の方が日常生活に不可欠な生活手段として使用する自動車で、一定の要件（障害の程度、自動車の名義など）を満たす場合は、自動車税種別割、自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割の減免が受けられます。

◇相談窓口

税目	相談窓口	電話番号
自動車税種別割	佐賀県税事務所	0952-30-3162
	唐津県税事務所	0955-73-1551
	武雄県税事務所	0954-23-3103
自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割	佐賀県税事務所自動車税課	0952-30-1511
軽自動車税種別割	市町税務担当課にお尋ねください	

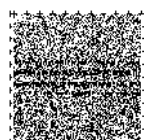
◇減免自動車の要件

本人運転	身体障害者等本人または当該身体障害者等と生計を一にする家族が所有する自動車を、身体障害者等本人が 50% 以上運転することが要件です。
家族運転および 常時介護者運転	家族運転は、身体障害者等と生計を一にする方が当該身体障害者等の移動のために運転することが要件です。常時介護者運転には一定の要件がありますので、相談窓口へお尋ねください。

※減免できる自動車は、身体障害者等 1 人につき 1 台（軽自動車含む）に限ります。

◇減免額

自動車税種別割	45,000 円（重課の場合は 51,700 円。ただし、バス・トラックは 49,500 円）を上限として減免します。 なお、月割で課される自動車税種別割を減免する場合や、年税額を月割で減免する場合は、この限度額も月割となります。 ※上限額を超える差額は納税する必要があります。
自動車税環境性能割、 軽自動車税環境性能割	課税標準額 250 万円にかかる税額を上限として減免します。ただし、課税標準額については、身体障害者等が使用するために構造変更に必要な経費（改造費）は全額除外します。 ※上限額を超える差額は納税する必要があります。



◇減免対象者（障害者手帳等級等）

障害区分		本人運転	家族運転・常時介護者運転
視覚障害		1～3級、4級の1	1～3級、4級の1
聴覚障害		2～3級	2～3級
平衡機能障害		3級	3級
音声機能障害 ※2		3級（喉頭摘出者に限る）	該当なし
上肢不自由		1～2級	1級、2級の1～2 ※1
下肢不自由		1～6級	1～2級、3級の1 ※1
体幹不自由		1～3級、5級	1～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1～2級 （一上肢のみの場合を除く）	1～2級 （一上肢のみの場合を除く）
	移動機能	1～6級	1～3級 （一下肢のみの場合を除く）
内部機能障害 ※3		1級、3～4級	1級、3級
HIVによる免疫機能障害		1～4級	1～3級
肝臓機能障害		1～4級	1～3級
知的障害		療育手帳 A	
精神障害		精神障害者保健福祉手帳 1級	

◆軽自動車税種別割の対象範囲は上記と異なる場合がありますので、市町税務担当課にお尋ねください。

◆障害の程度については、巻末資料の障害者手帳等級表をご参照ください。

◆他県ナンバーの場合は、制度が異なる場合がありますので、他県の県税事務所にお尋ねください。

※1 複合障害により身体障害手帳の等級が上がっている場合は、個々の障害の等級で判定します。ただし、上肢不自由と下肢不自由の複合障害で、一上肢上腕 1/2 欠損（2級の3）または一上肢機能全廃（2級の4）と一下肢大腿 1/2 欠損（3級の2）または一下肢機能全廃（3級の3）の複合障害により身体障害者手帳の等級が1級の場合は、家族運転、常時介護者運転に該当します。

※2 言語機能障害およびそしゃく機能障害は含みません。

※3 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱または直腸・小腸機能障害



◇申請時期および申請窓口

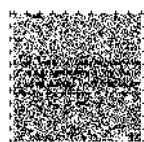
税目	申請時期	申請窓口
自動車税 種別割	年度の途中に所有することとなった自動車 ① 自動車を新規登録、移転登録 または変更登録する日まで ② 登録後（①の申請期限後）随時	佐賀県税事務所 自動車税課 （佐賀市若楠）
	◇賦課期日（4月1日午前0時）現在、 自動車を所有し、減免に該当する要件を 備えている場合 …自動車税種別割納期限まで ◇4月1日以降、身体障害者手帳などの 交付を受け、減免の要件を満たすことと なった場合 （前記において申請がなかった場合を含む） …毎月末日まで （この場合、申請の翌月以降分を、限度額 の月割額を上限として減免します。）	各県税事務所
自動車税 環境性能割、 軽自動車税 環境性能割	自動車を新規登録または移転登録する日まで ※4	佐賀県税事務所 自動車税課 （佐賀市若楠）

※4 自動車税環境性能割、軽自動車税環境性能割については、申請期限後に申請しても減免を受けられませんので、必ず自動車を登録するときに申請してください。

◆軽自動車税種別割は市町税ですので、市町窓口で減免の手続きを行ってください。

◆減免に該当しなくなった場合

- ◇身体障害者等の死亡、運転免許証の未更新・返納、手帳の等級変更・返還などにより、自動車税種別割の減免の継続ができなくなった場合は、速やかに最寄りの県税事務所で減免自動車の廃止申告手続きを行う必要があります。
- ◇上記の廃止申告手続きを怠った場合、事後に県税事務所が行う実態調査によって、当該事由発生日にさかのぼって自動車税種別割の減免が取り消されます。
- ◇県外へ転居された場合は、速やかに転居先のナンバープレートに変更し、転居先の県税事務所などで減免手続きを行ってください。



▶聴覚障害者の免許取得方法等

聴覚障害者が運転できる車両の種類について

従来、補聴器を付けなくても特定後写鏡を使用することによって運転できる車両は普通車まででしたが、平成29年3月12日から準中型免許の新設に伴い、準中型自動車までできるよう拡充されました。

自動車などの種類		平成29年3月11日まで	平成29年3月12日以降
第一種免許	大型免許	○※1	○※1
	中型免許	○※1	○※1
	普通免許	○※2	準中型免許○※2 普通免許○※2
	大型特殊免許	○※1	○※1
	大型自動二輪免許	○	○
	普通自動二輪免許	○	○
	小型特殊免許	○	○
	原付免許	○	○
	けん引免許	○※1	○※1
第二種免許	大型第二種免許	○※1	○※1
	中型第二種免許	○※1	○※1
	普通第二種免許	○※1	○※1
	大型特殊第二種免許	○※1	○※1
	けん引第二種免許	○※1	○※1

準中型自動車とは

総重量 3.5トン以上 7.5トン未満
最大積載量 2トン以上 4.5トン未満
乗車定員 10名以下

※2 **聴覚障害標記の表示**

準中型自動車や普通自動車（乗用・貨物）を運転するときは、聴覚障害者標記の表示と特定後写鏡等（ワイドミラー又は補助ミラー、後方等確認装置）の装着が必要です。（大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車及び小型特殊自動車を運転する時は不要）



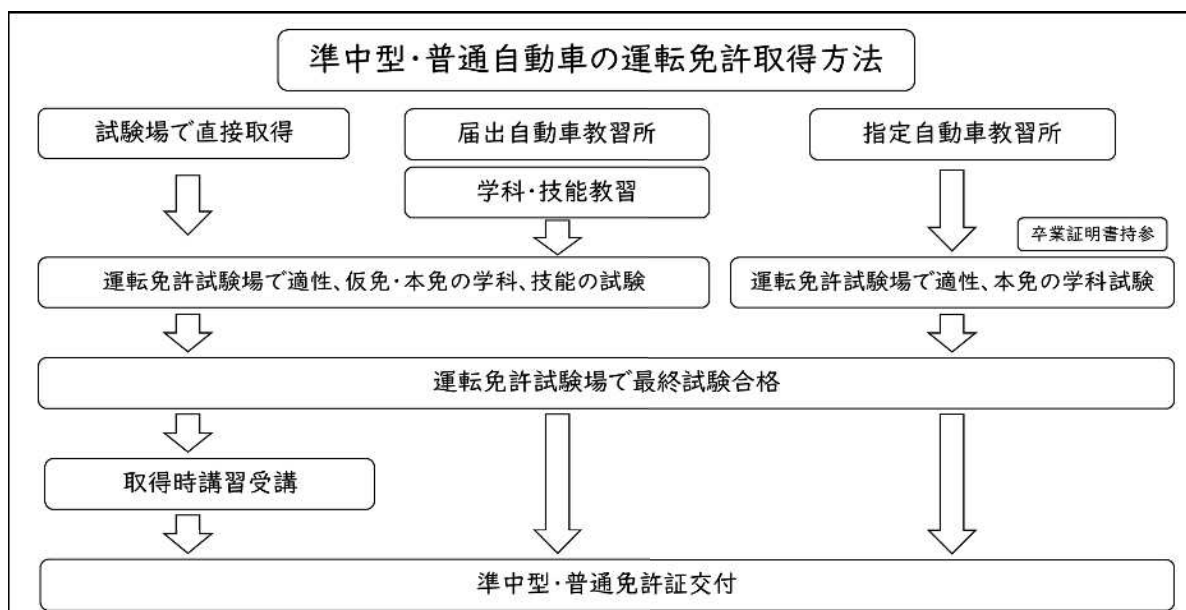
（※1）補聴器条件の方が補聴器を使用した状態で運転することができます。補聴器を外した状態では運転することができません。

（※2）補聴器を外した運転を希望される方又は補聴器を使用した両耳の聴力が10メートルの距離で90デシベルの音が聞こえない方が運転される場合は、特定後写鏡等（ワイドミラー又は補助ミラー、後方等確認装置）を取り付けることと聴覚障害者標記を表示することが準中型自動車や普通自動車の運転の条件になります。

（注1）第一種大型免許、第一種中型免許、第二種免許の運転免許試験を受けるためには、「受験時の年齢」「免許を受けていた期間」といった条件が必要になってきます。詳しくは運転免許試験場へお問い合わせください。

（注2）大型自動二輪車、普通自動二輪車、原動機付自転車、小型特殊自動車を運転する時は聴力は不問です。

（注3）準中型自動車を運転するためには、準中型自動車を運転することができる免許を受ける必要があります。



安全運転相談

聴覚に障害のある方であらたに運転免許の取得を希望する方、又は免許の条件の変更を希望する方等についての相談を運転免許センターで受け付けています。（事前予約が必要：0952-98-2220 内線：221）



佐賀県パーキングパーミット制度

パーキングパーミット制度とは、身障者用駐車場を利用できる方を明らかにすることで身体障害者用駐車場の適正利用を図るため、県が対象者に利用証を交付し駐車スペースを確保するものです。県と協定を結んだ施設の専用駐車場で利用できます。

対象者

- ① 身体に障害があり、歩行が困難な方
(駐車禁止除外指定車標章交付対象者に準ずる)
- ② 一時的に歩行が困難な方(けが・病気の方、妊産婦の方)
- ③ 高齢者で歩行が困難な方(要介護Ⅰ以上の方)
- ④ 難病等により歩行が困難な方
- ⑤ 知的障害があり、歩行が困難な方(療育手帳 A をお持ちの方)

※対象者本人に対して交付されるので、本人が乗降する場合であれば、どのような車でも構いません。

対象施設

- ショッピングセンターやホテルなど、県と協定を結んだ施設の身障者用駐車場で利用できます。

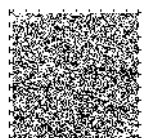
※利用できる駐車場には、ステッカーなどの標示があります。

- 福岡県、長崎県など、全国43府県の身体障害者用駐車場でも、佐賀県の利用証を利用することができます。

- 施設名や相互利用については、申請窓口および県ホームページでお知らせしています。

(<https://www.pref.saga.lg.jp/kiji00361285/index.html>)

〈県 HP〉



申請時の必要書類	
◇身体障害のある方	身体障害者手帳の写し
◇知的障害のある方	療育手帳の写し
◇高齢者	介護保険被保険者証の写し
◇けがをしている方	身分証明書、診断書などの写し
◇妊産婦	身分証明書、母子手帳の写し
◇難病患者	身分証明書、特定疾患医療受給者証の写し
※代理人が申請する場合は、代理人の身分証明書の写しも必要です。	

◇申請窓口

※原則即日交付、手数料無料。

県社会福祉課のみ、電子申請・郵送でも申請できます。

※申請受付時間：平日（月～金曜）8:30～17:15 ☆は 8:30～17:00

県窓口
県社会福祉課（☎0952-25-7053）、 保健福祉事務所 佐賀中部（☎0952-30-3600）、鳥栖（☎0942-83-2161） 唐津（☎0955-73-4185）、伊万里（☎0955-23-2101） 杵藤（☎0954-22-2103）

市町窓口	
佐賀市 （0952）	障がい福祉課（☎40-7251） 高齢福祉課（☎40-7253） 健康づくり課（☎40-7282）
唐津市 （0955）	障がい者支援課 （☎72-9150） 保健センター （☎75-5161） 浜玉市民センター（☎53-7104）、厳木市民センター（☎53-7114） 相知市民センター（☎53-7124）、北波多市民センター（☎53-7134） 肥前市民センター（☎53-7144）、鎮西市民センター（☎53-7154） 呼子市民センター（☎53-7164）、七山市民センター（☎53-7174）
鳥栖市	高齢障害福祉課（☎0942-85-3642）
多久市	高齢障害者支援課（☎0952-75-4823）
伊万里市	福祉課（☎0955-23-2156） こども家庭センター母子保健係（☎0955-22-3916）※妊産婦のみ
武雄市	福祉課（☎0954-23-9235）
鹿島市	福祉課（☎0954-63-2119）



小城市	社会福祉課（☎0952-37-6107）
嬉野市	塩田庁舎 子育て未来課（☎0954-66-9121）☆ 嬉野庁舎 福祉課（☎0954-42-3306）☆
神埼市	高齢障がい課（☎0952-37-0111） 千代田支所 総合窓口課（☎0952-44-3071） 脊振支所 総合窓口課（☎0952-59-2111）
吉野ヶ里町	東脊振庁舎 福祉課（☎0952-37-0343）☆ 三田川庁舎 住民課（☎0952-37-0336）☆
基山町	福祉課（☎0942-92-7964）
上峰町	健康福祉課（☎0952-52-7413）☆
みやき町	中原庁舎 子育て福祉課（☎0942-94-5724）☆
玄海町	福祉・介護課（☎0955-52-2220）
有田町	福祉保健センター 健康福祉課（☎0955-43-2237）☆
大町町	総合福祉保健センター 福祉課（☎0952-82-3185）
江北町	健康福祉課（☎0952-86-5614）☆
白石町	長寿社会課（☎0952-84-7117）
太良町	町民福祉課（☎0954-67-0718）☆

運賃・料金の割引などについて

▶JR 運賃

障害のある方が本人単独または介護者とともにJRを利用する場合に、運賃が割引されます。

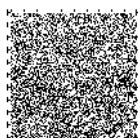
手続き

乗車券購入時に、駅窓口で障害者手帳を呈示してください。

利用にあたっては、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の旅客鉄道株式会社（等）旅客運賃減額欄に「第一種」または「第二種」の記載が必要です。

身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳を発行した市町にお問い合わせください。

※手帳に「A」「B」または「1級」「2級」としか証明がなされていない場合は、割引の証明として使用できませんので、発行した市町にお問い合わせください。



対象者		券種	割引率	条件
第1種身体障害者手帳、第1種療育手帳所持者 または 第1種精神障害者保健福祉手帳所持者	本人単独で乗車する場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100 kmをこえて利用するとき
	介護者と乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 普通急行券 普通回数乗車券	5割	(※1)
第2種身体障害者手帳、第2種療育手帳所持者 または 第2種精神障害者保健福祉手帳所持者	本人単独で乗車する場合	普通乗車券	5割	片道の営業キロが100 kmをこえて利用するとき
	介護者と乗車する場合	定期乗車券	5割	(※1) 障害者本人が12歳未満に限る

※1 介護者については、JRの係員が「介護能力あり」と認める方で、乗車券の種類、区間、有効期間が本人のものと同一でなければなりません。

介護者は一人のみが割引対象となります。小児定期は割引の適用がありません。

介護者に通学定期の資格があっても通勤定期扱いとなります。

▶被救護者割引

JRが指定する救護施設に救護される方（救護する方を補助する方）がJRを利用するときに、被救護者旅客運賃割引証を提出することで、割引証1枚につき1人1回に限り、片道または往復の運賃が割引になります。

相談窓口	県障害福祉課（☎0952-25-7064）
------	-----------------------

割引率	5割（被救護者及び付添人）
-----	---------------

※被救護者旅客運賃割引証は県障害福祉課からJRの指定を受けた施設へ交付するもので、個人に対して交付されるものではありません。



▶松浦鉄道運賃

相談窓口	◇松浦鉄道(株)営業部・佐世保駅(☎0956-25-2229) ◇松浦鉄道各駅の窓口
------	---

対象者		券種	割引率
第1種身体障害者手帳所持者	本人 介護者	普通乗車券 回数乗車券(単独はなし) 定期乗車券(単独はなし)	5割
第2種身体障害者手帳所持者	本人	普通乗車券	
第1種療育手帳所持者	本人 介護者	普通乗車券、回数乗車券、 定期乗車券	
第2種療育手帳所持者	本人	普通乗車券、回数乗車券	
1級精神障害者保健福祉手帳 所持者	本人 介護者	普通乗車券、回数乗車券、 定期乗車券	
2・3級精神障害者保健福祉手帳 所持者	本人	普通乗車券、回数乗車券、 定期乗車券	
被救護者	本人 介護者	普通乗車券	

※各種介護者の普通・回数乗車券は同一経路区間に限ります。

※各種介護者は小児の定期乗車券の割引なし、介護者通勤に限ります。

▶甘木鉄道運賃

相談窓口	◇甘木鉄道(株)(☎0946-23-1111) ◇甘木鉄道甘木駅
------	-------------------------------------

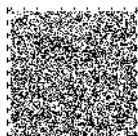
対象者		券種	割引率
第1種身体障害者・療育手帳A、 1級精神障害者保健福祉手帳所持者	本人 介護者	普通乗車券、 回数券、定期券	5割
第2種身体障害者・療育手帳B、 2級・3級精神障害者保健福祉手帳所持者	本人	普通乗車券、 回数券、定期券	
	介護者	定期券(◆)	

◆12歳未満の障害児の介護者のみ、通勤定期券が適用されます。

また、介護者が通学定期乗車券の使用資格者でも、通学定期券は発行されません。

※原則として、小児定期乗車券に対しての運賃割引はありません。

※購入時の手帳呈示が必要です。



▶九州郵船運賃

相談窓口	九州郵船 乗船券販売所
------	-------------

対象者		種類	割引率
第1種身体障害者・療育手帳A、 1級精神障害者保健福祉手帳所持者	本人 介護者	一等・二等指定・二等 (自由)旅客運賃、 ジェットfoil運賃	基本運賃 の5割
第2種身体障害者・療育手帳B、 2級・3級精神障害者保健福祉手帳 所持者	本人	一等・二等指定・二等 (自由)旅客運賃、 ジェットfoil運賃	

※各種手帳か、スマートフォンアプリ『ミライロID』の手帳画面のご提示が必要となります。

※介護者は障害者本人と同一の乗船区間・乗船等級などを利用する場合に限ります。

※原油価格の変動に伴い、燃料油変動調整金が別途必要になる場合がございます。

▶タクシー運賃

相談窓口	◇各タクシー事業者 ◇(一社)佐賀県バス・タクシー協会(☎0952-31-2341)
------	---

手続き	お支払い前に、障害者手帳を運転手に呈示してください。
-----	----------------------------

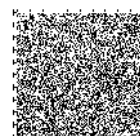
対象者	割引率
身体障害者手帳、療育手帳、 精神障害者保健福祉手帳所持者	メーター器表示額の10%

※タクシー会社のご協力(行政などからの補助はありません)により、障害者手帳所持者の運賃を割引していただいています。

◆福祉タクシー券の給付

重度の身体障害者、精神障害者などを対象に、初乗り料金相当額のタクシー券を交付するなど、タクシー料金の一部が助成される場合があります。

制度の有無、対象者、助成方法などについては、お住まいの市町(障害福祉担当課)にお問い合わせください。



▶バス運賃

手続き	自動販売機で切符を購入する場合は 5 割引の切符を購入し、降車時に運転手に障害者手帳を呈示してください。
-----	--

◇昭和自動車(株)(☎0955-74-1114)

対象者		割引率		備考
		普通運賃	定期運賃	
身体障害者手帳(1種、2種)	本人 介護者	5 割	3 割	高速バスの割引 本人 5 割引、 介護者 5 割引
療育手帳(A、B)				
精神障害者保健福祉手帳(1～3級)				

◇祐徳自動車(株)(☎0954-63-3201)

対象者		割引率	
		普通運賃	定期運賃
身体障害者手帳(1種、2種)	本人 介護者	5 割	3 割
療育手帳(A、B)			
精神障害者保健福祉手帳(1～3級)			

◇佐賀市交通局(☎0952-23-3155)

対象者		割引率	
		普通運賃	定期運賃
身体障害者手帳(1種、2種)	本人 介護者	5 割	3 割
療育手帳(A、B)			
精神障害者保健福祉手帳(1～3級)			

◇西鉄バス佐賀(株)(☎0952-31-8385)

対象者		割引率		備考
		普通運賃	定期運賃	
第1種身体障害者手帳	本人・介護者	5 割	5 割	高速バスの割引 本人 5 割引、 介護者 5 割引 (介護者は1種のみ)
第2種身体障害者手帳	本人			
療育手帳 A	本人・介護者			
療育手帳 B	本人			
精神障害者保健福祉手帳(1級)	本人・介護者			
精神障害者保健福祉手帳(2,3級)	本人			



◇西肥自動車(株)(☎0955-22-3171)

対象者		割引率		備考
		普通運賃	定期運賃	
第1種身体障害者手帳	本人・介護者	5割	3割	高速バスの割引 本人5割引、 介護者5割引 (介護者は1種のみ)
第2種身体障害者手帳	本人			
療育手帳A	本人・介護者			
療育手帳B	本人			
精神障害者保健福祉手帳(1級)	本人・介護者			
精神障害者保健福祉手帳(2,3級)	本人			

◇JR九州バス(株)(☎0954-43-0079)

対象者		割引率		備考
		普通運賃	定期運賃	
身体障害者手帳(1種、2種)	本人 介護者	5割	3割	高速バスの割引 本人5割引、 介護者5割引 (介護者は1種のみ)
療育手帳(A、B)				
精神障害者保健福祉手帳(1,2級)				
精神障害者保健福祉手帳(3級)	本人			

※バス会社のご協力(行政などからの補助はありません)により、障害者手帳所持者の運賃を割引していただいています。

※上記の他、各自治体で運行されている巡回バス、乗合タクシーなどの運賃や割引内容については、当該自治体または運行会社にお問い合わせください。

▶航空運賃

身体障害者手帳、療育手帳または精神保健福祉手帳を航空券購入の際に提示すると、運賃の割引を受けられる場合があります。割引額など、詳しくは各航空会社にお問い合わせください。



▶有料道路通行料金

高速道路株式会社や都道府県の道路公社等が管理する有料道路の通行料金が割引になります。利用形態によって手続きが異なりますので注意してください。

相談窓口	市町（障害福祉担当課）
------	-------------

区分	割引対象となる車	割引率
身体障害者の方が自ら自動車を運転する場合	◇事前登録された自動車 ◇事前登録されていない自動車 （親族や友人が所有する自動車、レンタカー、車検時の代車など）	5 割
重度の身体障害者の方もしくは重度の知的障害者の方が同乗し、ご本人以外の方が自動車を運転する場合	◇事前登録された自動車 ◇事前登録されていない自動車 （介護・福祉タクシー、福祉有償運送車両、障害者ご本人を継続して日常的に介護している方が所有する自動車など）	

利用形態	手続き	申請窓口
自動車を事前登録する場合	<ETC を利用する場合> ◇市町窓口で手続きする場合 市町窓口で手続きし、身体障害者手帳に必要事項の記載を受け、交付される「有料道路障害者割引申請書兼 ETC 利用申請証明書」を高速道路会社が運営する有料道路 ETC 割引登録係に郵送してください。 ◇オンラインで手続きする場合 高速道路会社等のオンライン申請画面から手続きし、後日、郵送されるシールを手帳に張り付けてください。	市町窓口 または オンライン
	<ETC を利用しない場合> 市町窓口で手続きし、手帳に必要事項の記載を受けてください。	市町窓口
自動車を事前登録しない場合	市町窓口で手続きし、手帳に必要事項の記載を受けてください。	市町窓口

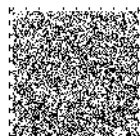
※営業用自動車、軽トラックなど割引制度対象外の車両がありますので、事前に市町にお問い合わせください。

※佐賀県道路公社が管理している有料道路では、ETC は利用できません。

※割引有効期限を経過した場合は、障害者割引を受けられず、通常の料金での利用となります。

更新は有効期限の 2 カ月前から申請できますので、お早めの手続きをお願いします。

※ETC ノンストップ走行の際に、路側表示器の表示や車載器・カーナビ等の料金表示・音声案内は障害者割引適用前の料金が表示・案内されますが、請求の際には障害者割引適用後の料金で請求されます。



▶NHK 放送受信料

●NHK放送受信料の免除

本人もしくはご家族に障害者の方がいる場合、放送受信料が免除となる場合があります。

免除の適用を受ける場合は、免除申請手続きが必要です。

申請の手続きについては次の通りです。

- ① 免除申請書に必要事項を記入してください。
申請書はお住まいの自治体（市町）の窓口にあります。
- ② 自治体（市町）に免除申請書を提出し、免除事由の証明（確認）を受けてください。
- ③ 証明を受けた申請書をNHKへ提出（郵送）してください。

半額免除についてはマイナポータルを利用してインターネットでもお手続きいただけます。
詳しくはホームページ【受信料の窓口】をご覧ください。

https://www.nhk-cs.jp/jushinryo/exemption_list.html



	対象	適用条件
全額免除	公的扶助受給者	・生活保護法に規定する扶助を受けている場合 ・ハンセン病問題の解決の促進に関する法律に規定する入所者に対する療養もしくは親族に対する援護を受けている場合 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受けている場合
	市町村民税非課税の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員 全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により知的障害者と判定された方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	市町村民税非課税の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ、世帯構成員全員が市町村民税（特別区民税含む）非課税の場合
	社会福祉施設等入所者	社会福祉法に規定する社会福祉事業を行う施設または事業所に入所されている場合

	対象	適用条件
半額免除	視覚・聴覚障害者	視覚障害または聴覚障害により、身体障害者手帳をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の身体障害者	身体障害者手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級または２級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の知的障害者	所得税法または地方税法に規定する特別障害者のうち、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センターまたは精神保健指定医により重度の知的障害者と判定された方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の精神障害者	精神障害者保健福祉手帳をお持ちで、障害等級が重度（１級）の方が、世帯主で受信契約者の場合
	重度の戦傷病者	戦傷病者手帳をお持ちで、障害程度が特別項症から第１款症の方が、世帯主で受信契約者の場合

【相談窓口】

NHKふれあいセンター TEL 0570-077-077 午前 9 時～午後 6 時（土・日・祝日も受付）
NHK佐賀放送局 TEL 0952-28-5040 午前 10 時～午後 5 時（土・日・祝日は除く）



▶携帯電話基本使用料など

要件に該当する場合に、携帯電話基本使用料などが割引される場合があります。詳しくは加入している携帯電話取扱店にお問い合わせください。

相談窓口	携帯電話取扱店
------	---------

対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者及び難病患者等
----	------------------------------------

※割引内容・申込方法・対象者などは、携帯電話会社によって異なります。

▶青い鳥郵便はがきの無償配布

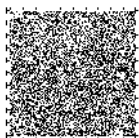
対象となる方で希望される方に通常はがきを無償で配布します。
 ※2026 年度の実施については、日本郵便ホームページまたは郵便局でご確認ください。

受付	すべての郵便局
----	---------

対象	身体障害者手帳 1・2 級、 又は療育手帳 A（又は 1 度・2 度）の表記がある方
----	---

配布枚数 及び券種	次の中からいずれか一券種 20 枚 ・通常はがき（無地、インクジェット紙またはくぼみ入り）
--------------	--

申請時に 必要なもの	身体障害者手帳または療育手帳
---------------	----------------



▶ 県立施設の観覧料等の減免

要件に該当する場合に、県立施設の観覧料等の減免される場合があります。
詳しくは、県立施設受付にお問い合わせください。

※各種手帳か、スマートフォンアプリ『ミライロ ID』のホーム画面のご提示が必要となります。

相談窓口	各施設受付
対象	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者 及び難病患者等

その他の制度について

▶ 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付けや相談支援を行うことで、経済的自立と生活の安定を目指すことを目的に、生活福祉資金貸付事業が実施されています。

相談窓口	◇佐賀県社会福祉協議会（☎0952-23-5886） ◇各市町社会福祉協議会
対象世帯	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳所持者が 属する低所得世帯
資金の 使途	日常生活を送る上で、または自立生活に資するために一時的に 必要であると見込まれる費用 例）住宅の補修、福祉用具の購入、療養に必要な経費等
貸付要件	原則として連帯保証人が必要です。連帯保証人を立てる場合は 無利子、立てていない場合は年利 1.5%となります。

※貸付金額、返済期間は資金の使途により異なります。

※他の公的給付や貸付制度を利用できる方は、原則として貸付の対象になりません。

※世帯の収入状況や返済計画などで審査を行います。貸付できない場合もあります。



▶福祉サービス利用援助事業

認知症高齢者、知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分で日常生活を営むうえで必要となる福祉サービスの利用等について自己の判断で適切に行うことが困難な方に対し、福祉サービスの利用援助などを行っています。

相談窓口	◇佐賀県権利擁護・あんしんサポートセンター (☎0952-23-2161)(佐賀県社会福祉協議会内) ◇各市町社会福祉協議会
------	--

主な内容	福祉サービスの利用援助サービス、日常的な金銭管理サービス、書類など(通帳など)の預かりサービス
------	---

※金銭管理サービスのみの利用はできません。

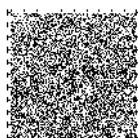
※相談は無料です。実際にサービスを利用する際は、料金が発生します。

▶福祉サービス苦情解決事業

福祉サービスを提供する事業者は、「苦情解決責任者」、「苦情受付担当者」、「第三者委員」を設置するなどして、サービス利用者などからの苦情や相談を受け付け、適切に解決や改善に努めることとされています。

事業者段階での話し合いによる解決が困難な場合や、事業所に直接言いにくい場合は、佐賀県福祉サービス運営適正化委員会で相談を受け付け、調査や助言、あっせんなどを行うことができます。

相談窓口	佐賀県福祉サービス運営適正化委員会(☎0952-23-2151) (佐賀県社会福祉協議会内)
------	---



▶心身に障害のある方への図書郵送貸出サービス

心身に障害があるために図書館へ出かけることが困難な方に、県立図書館の図書を郵送で貸し出します。ご希望の図書を、郵送、FAX、電話、電子メールなどでご連絡ください。

また、パソコンやスマートフォンから県立図書館のホームページにアクセスし、読みたい本をインターネット上から検索、予約できる「インターネット予約・貸出サービス」もご利用いただけます。郵送料は往復とも無料です。

相談窓口	佐賀県立図書館司書ネットワーク課 相談・サービス担当 (☎0952-24-2900、FAX 0952-25-7049) メール saga-kentosyo@pref.saga.lg.jp ホームページ https://www.tosyo-saga.jp 佐賀県立図書館 HP 
対象	県内在住で、次のいずれかに該当する方。 ◇身体障害者手帳所持者のうち、障害程度等級が 1 級・2 級の方 ※内部機能障害（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の機能障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害）は3級の方も含みます。 ◇療育手帳所持者のうち、障害の程度がAの方 ◇その他、上記同程度の事由により来館が困難と館長が認めた方 ※事前に登録が必要です。

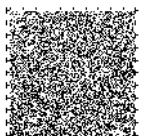


▶視覚などに障害のある方への図書利用サービス

視覚障害その他の理由で活字の印刷物での読書が困難な方に、県立図書館を通してマルチメディアデージー図書などを貸出できるサービスです。

お届け方法は障害の種類により異なり、窓口又は郵送で貸出できます。郵送の場合は往復とも無料です。

相談窓口	佐賀県立図書館司書ネットワーク課 相談・サービス担当 (☎0952-24-2900、FAX 0952-25-7049) メール saga-kentosyo@pref.saga.lg.jp ホームページ https://www.tosyo-saga.jp	佐賀県立 図書館 HP 
対象	県内在住で次のいずれかに該当する方。 ◇ 身体障害者手帳の所持 ◇ 精神障害者保健福祉手帳の所持 ◇ 療育手帳（愛の手帳）の所持 ◇ 医療機関・医療従事者からの証明書がある ◇ 福祉窓口等から障害の状態を示す文書がある ◇ 学校・教師から障害の状態を示す文書がある ◇ 職場から障害の状態を示す文書がある ◇ 学校における特別支援を受けているか受けていた ◇ 福祉サービスを受けている ◇ ボランティアのサポートを受けている ◇ 家族やヘルパーに文書類を読んでもらっている ◇ 活字をそのままの大きさでは読めない ◇ 活字を長時間集中して読むことができない ◇ 目で読んでも内容が分からない、あるいは内容を記憶できない ◇ 身体の病臥状態やまひ等により、資料を持ったりページをめくったりできない ◇ その他、原本をそのままの形では利用できない または、上記同程度の事由により来館が困難と館長が認めた方 ※事前に登録が必要です。	



所得税などの障害者控除について

▶所得税（相談窓口：税務署）

内 容	対 象 者	手帳等級			所得 控除額
		身体	療育	精神	
障害者控除	本人、配偶者または扶養親族が障害者	3～6 級	B	2～3 級	27 万円
特別障害者 控除	本人、配偶者または扶養親族が特別障害者	1～2 級	A	Ⅰ 級	40 万円
	配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合				75 万円
参考：配偶者または扶養親族が障害者の場合、以下の所得控除も併せて対象となります。					
配偶者控除	一般の控除対象配偶者				38 万円
	70 歳以上の控除対象配偶者				48 万円
扶養控除	一般の控除対象扶養親族(16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満)				38 万円
	特定扶養親族(19 歳以上 23 歳未満)				63 万円
	70 歳以上の老人扶養親族(同居老親等以外)				48 万円
	70 歳以上の老人扶養親族(同居老親等)				58 万円

▶住民税（相談窓口：市町）

内 容	対 象 者	手 帳 等 級			所 得 控 除 額
		身 体	療 育	精 神	
障 害 者 控 除	本人、配偶者または扶養親族が障害者	3～6 級	B	2～3 級	26 万円
特 別 障 害 者 控 除	本人、配偶者または扶養親族が特別障害者	1～2 級	A	Ⅰ 級	30 万円
	配偶者または扶養親族が同居特別障害者の場合				53 万円
参考：配偶者または扶養親族が障害者の場合、以下の所得控除も併せて対象となります。					
配 偶 者 控 除	一般の控除対象配偶者				33 万円
	70 歳以上の控除対象配偶者				38 万円
扶 養 控 除	一般の控除対象扶養親族（16 歳以上 19 歳未満、23 歳以上 70 歳未満）				33 万円
	特定扶養親族（19 歳以上 23 歳未満）				45 万円
	70 歳以上の老人扶養親族（同居老親等以外）				38 万円
	70 歳以上の老人扶養親族（同居老親等）				45 万円

※前年の所得が 135 万円以下の障害者は住民税が非課税となります。

▶相続税（相談窓口：税務署）

内容	税額控除額
心身に障害のある方が相続により財産を取得した場合、原則として、本人が満 85 歳になるまでの年数に右に示す金額を乗じた額が相続税額から控除されます。	障害者 10 万円
	特別障害者 20 万円

3

手当・給付、助成、優遇制度

